

## 処分の取消訴訟において審級省略等が採用されている行政手続の例

行政手続の内容	取消訴訟との関係					処分等の手続		
	審級省略	実質的証拠法則	新証拠の提出制限	取消訴訟の提起	記録の送付	処分の取消理由	秩序の維持	手続の公開
1 ・ 公正取引委員会が行う、私的独占又は不当な取引制限の禁止に違反する行為を排除するために必要な措置等を命ずる審決。(独占禁止法54、54の2)	・ 委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。(85)	・ 委員会の審決の取消の訴えに関する訴訟については、委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。(80)	・ 当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、委員会が認定した事実に係る証拠の申出は、次のいずれかに該当することを理由とするものであることを要する。(81) 委員会が、正当な理由がなく、当該証拠を採用しなかった場合 委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかったことについて重大な過失がなかった場合	-	・ 訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく委員会に対し、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)の送付を求めなければならない。(78)	・ 裁判所は、委員会の審決が、以下のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。(82) 審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合 審決が憲法その他の法令に違反する場合	-	・ 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。(53)
2 ・ 特許庁が行う、以下のような審決。 特許出願に対し拒絶をすべき旨の査定に対する審判の審決。(特許法121) 特許を無効とすることについての審判の審決。(123) 特許異議の申立てについての決定(特許を取り消すべき旨の決定)。(114)等	・ 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(178)	-	-	・ 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。(178)	-	・ 裁判所は、請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。(181)	-	・ 審判における口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りではない。(145)
3 ・ 公害等調整委員会が行う、鉱業法、採石法、砂利採取法等に基づく処分( )に対する不服の裁定(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律1) 例えば、鉱業権の設定に係る許可又は不許可、鉱区の減少の処分、鉱業権の取消し等(以上、鉱業法178)、採石権の設定に係る決定、採取計画の認可に係る処分等(以上、採石法39)、砂利の採取計画の認可等(砂利採取法40)等	・ 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(57)	・ 裁定に対する訴訟については、裁定委員会(公害等調整委員会の3人の委員からなる。)の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。(52)	・ 当事者は、以下のいずれかに該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。(53) 裁定委員会が正当な理由がなく当該証拠を採用しなかったとき 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかったことについて過失がなかったとき	・ 裁定を申請することができる事項に関する訴えは、裁定に対してのみ提起することができる。(50)	・ 委員会は、訴状の送達があったときから30日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。(51)	・ 裁判所は、裁定が以下のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。(54) 裁定の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がないとき 裁定が憲法その他の法令に違反するとき	-	・ 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。(32)
4 ・ 総務大臣が行う、電波法又は電波法に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立てに対する決定(総務大臣は、当該異議申立てを電波監理審議会の議に付し、その議決により異議申立てについての決定を行う。)(電波法83、85、94)	・ 異議申立てに対する決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(97)	・ 異議申立てに対する決定の決定書には、審理を経て審議会が認定した事実を示さなければならない。(94) ・ 異議申立てに対する決定に対する取消しの訴えについては、審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。(99)	-	・ 総務大臣の処分に対する不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。(96の2)	・ 異議申立てに対する決定があったときは、裁判所は、遅滞なく総務大臣に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。(98)	-	-	
5 ・ 高等海難審判庁が行う、以下のような判決。 海難の原因について取調べを行い、その結論を明らかにする判決。(海難審判法4) 海難が海技従事者又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したものであるときに、懲戒する判決(免許の取消し、業務の停止、戒告)。(4、5)	・ 高等海難審判庁の判決に対する訴えは、東京高等裁判所の管轄に専属する。(53)	-	-	・ 地方海難審判庁の判決に対しては、訴を提起することができない。(53)	-	・ 裁判所は、請求が理由があると認めるときは、判決を取り消さなければならない。(56)	・ 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。(37、52) ・ 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。(37、52) ・ 各海難審判庁に廷吏を置く。廷吏は審判官の命を受けて、審判廷の秩序の維持に当たる。(13の2)	・ 審判の対審及び判決は、公開の審判廷でこれを行う。(36)

この他、国地方係争処理委員会、自治紛争処理制度、選挙管理委員会、日本弁護士連合会が行う手続に関して審級省略が認められている。

	処分等の手続（続き）		手続の主宰者等			備 考	
	宣誓	証拠調べその他審理等の手続	資格要件等	職権の行使、身分の保障	除斥・忌避	行政手続法の適用	不服申立ての制限
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会又は審判官が、審判に際して、参考人を審訊し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続については、刑事訴訟法の宣誓の規定（同法154、166）が準用されている。（53の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被審人は、審判開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を遅滞なく委員会に提出しなければならない。（51）</li> <li>被審人又はその代理人は、審判に際して、委員会が当該事件について排除等の措置を命ずることが不当である理由を述べ、かつ、これを立証する資料を提出し、委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に立ち入って業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。（52）</li> <li>審決においては、被審人が争わない事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によって事実を認定しなければならない。（54の3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員長及び委員は、年齢が35歳以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。（29）</li> <li>審判官（審判手続（審決を除く。）の一部を行う者）は、事務総局の職員のうち、審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者として認められる者について、委員会が定める。（35、）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。（28）</li> <li>委員長及び委員は、以下のような一定の事由に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。（31）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会がする審決その他の処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は、適用しない。（70の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会がした審決その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。（70の3）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判における証拠調べ等については、民事訴訟法の宣誓の規定（同法201、207）が準用されている。（151）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判長は、審判の請求があったときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。（134）</li> <li>特許の無効等の審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとする。また、これら以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとする。ことができる。（145、）</li> <li>審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、証拠調べをすることができる。（150）</li> <li>審判における証拠調べ及び証拠保全には、民事訴訟法の関係する規定（文書提出命令、文書送付嘱託等を含む。）が準用されている。（151）</li> <li>審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合においては、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。（153、）</li> <li>審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。（153）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判官の資格を有する者は、一定以上の職務の級を有するものであって、次のいずれかに該当し、かつ、工業所有権研修所における所定の研修課程を修了したものである。（136、特許法施行令13）</li> <li>5年以上特許庁において審査官の職にあった者</li> <li>産業行政等の事務に通算して10年以上従事した者であって、うち3年以上特許庁において審査の事務に従事したものである</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判官は、一定の事由に該当するときは、その職務の執行から除斥される。（139）また、除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立てをすることができる。（140）</li> <li>審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。（141）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は、適用しない。（195の3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拒絶査定、取消決定、審決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。（195の4）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会における審理手続については、民事訴訟法の宣誓の規定（同法201）が準用されている。（34）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立てにより又は職権で、以下に掲げる処分をすることができる。（33）</li> <li>事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること</li> <li>鑑定人に出頭を命じて鑑定させること</li> <li>文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと</li> <li>事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること</li> <li>裁定委員会の行う審理手続には、民事訴訟法の関係する規定（文書提出命令等を含む。）が準用されている。（34）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（公害等調整委員会設置法7）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。（公害等調整委員会設置法5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定委員は、一定の事由に該当するときは、裁定に係る職務の執行から除斥される。（3）</li> <li>また、除斥の原因があるときは、申請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることができる。（3）</li> <li>裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、申請人又は処分庁は、これを忌避することができる。（4）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の裁定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。（48）</li> </ul>
4	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立人、参加人等は、審理に際し、審理の期日に出頭して、意見を述べることができる。また、審理官（審議会が事業を指定して指名する者で審理を主宰する。）は、審理に際し必要があると認めるときは、異議申立人、参加人等に対して、意見の陳述を求めることができる。（91、）</li> <li>異議申立人、参加人等は、審理に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。（92）</li> <li>審理官は、異議申立人、参加人等の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、異議申立人、参加人等も、その参考人に陳述を求められることができる。（92の2）</li> <li>審理官は、異議申立人、参加人等の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持者に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。（92の3）</li> <li>審理官は、異議申立人、参加人等の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。また、審理官は、異議申立人、参加人等の申立てにより、検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。（92の4）</li> <li>審理官は、異議申立人、参加人等の申立てにより又は職権で、異議申立人又は参加人を審問することができる。（92の5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会の委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。（99の3）</li> <li>審理官は、審議会の議決を経て、総務大臣が任命する。（87、99の14）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、第一種電気通信事業者、無線設備の機器の製造業者・販売業者又はその役員若しくは議決権の10分の1以上を有する者、これらの事業者の団体の役員等に該当する者は、審議会の委員となることができない。（99の3、）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>審理官が審理に関する手続においてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。（93の3）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>海難審判庁は、証拠の取り調べとして証人に証言をさせ、鑑定人に鑑定をさせる等の場合には、これらの者に宣誓をさせなければならない。（40の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海難審判庁は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問することができる。（38）</li> <li>受審人があるときは、裁決は、口頭弁論に基づいてこれをしなければならない。但し、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。（39）</li> <li>海難審判庁は、申立てにより又は職権で、必要な証拠を取り調べることができる。（40）</li> <li>事実の認定は、審判期日に取り調べた証拠によらなければならない。（40の3）</li> <li>証拠の証明力は、審判官の自由な判断にゆだねる。（40の4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海難審判庁審判官の任命資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者とする。（海難審判法施行令3）</li> <li>一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許を受け、当該海技免許を受けた後2年以上近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶等の船長又は機関長の経歴を有する者</li> <li>次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して5年以上である者</li> <li>イ 職務の級が一定の級以上の海難審判庁副理事官</li> <li>ロ 海事補佐人</li> <li>ハ 職務の級が一定の級以上の海上保安官、海難審判庁事務官又は船舶検査官若しくは海技試験官</li> <li>ニ 大学、海技大学校、航海訓練所等の船舶の運航又は船舶用機関の運転に関する学科の教授又は助教授</li> <li>簡易裁判所判事の任命資格を有する者</li> <li>高等海難審判庁は、審判官5名をもって構成する合議体で審判を行う。（16）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判官は、独立してその職権を行う。（11）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>海難審判法に基づいてされる処分及び行政指導については、行政手続法第二章から第四章までの規定は、適用しない。（64の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海難審判法に基づく処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。（64の3）</li> </ul>